



ひめじ市民法律事務所

市民法律だより

暑中御見舞い申し上げます。

お中元選びに百貨店に出かけ、季節の和菓子を見て、「すみません」とお声を掛けました。

「少々お待ちくださいね」と涼しい和服の店員さん。そちらのお客さんお二人と、こちらのお客さんに目を遣ります。ああなるほど。別の店員さんが丁寧に品物を包んでいきます。店前で並ぶなんて「せわしない」ことはさせていない。

待っていると、ゆったりとした店の雰囲気が伝わります。

七夕の笹の葉や短冊の飾り物にも気がつきました。

「ちょっとした京都だね。」お店の気配りに感心しました。

ネットは沢山の便利をくれますが、こういうのは見つからない。

品のいい それでいて親しみのある こういうのが いいですね。



この春、事務所に司法修習生が来ていました。

ちょっと有望株で 頼もしくも 可愛らしい 若武者。

若者の目が事務所に注がれると 事務所が少し紅潮し、華やぐようです。

この地域に根を張る弁護士・法律事務所という仕事の良さというか、この街でいきいきと機能している姿を伝えたい。依頼者の苦しみから逃げずに 正面から 丁寧に 柔らかく 分かり易く かみくだいて そつと扱っていく姿を。

事務所はこの夏も、皆様の期待にしっかりと応えて参ります。

皆様のご健康とご多幸を祈念して夏のご挨拶と致します。

2019年(令和元年) 盛夏

所 員 一 同

発行責任者

〒670-0952 姫路市南条10-4

ひめじ市民法律事務所

所長 弁護士 平 田 元 秀

弁護士 吉 谷 健 一

電話 079-282-0430

FAX 079-282-0433

<http://himejishimin.com/>

事務所営業時間

月～金 午前9時30分

～午後6時

土曜日 午前中 予約相談あり

コンテンツ

暑中見舞い	1
弁護士の小話	2
弁護士のよもやま話	3
修習を終えて	4
猫ちゃん日記	4
事務所員アンケート	5
行ってきたよこんなお店	6
編集後記&休みのお知らせ	6

香港200万人デモと「令和時代」の私たち

平田 元秀

↑ 香港の6月の200万人デモには驚きました。

♣ 実は、今年1月に、香港に出かけました。兵庫県弁護士会の役員らに同伴し、国際交流チーム総勢12名の一員としてです。現地では、ソリシターの弁護士会である香港律師会、裁判所である高等法院、日本大使館、兵庫県の出先事務所（香港経済交流事務所）、香港国際仲裁センターなどを訪問し、律師会の皆さんとの夕食会のほか、訪問先の方々や香港・深圳地域で活動する法律家などが集まる懇親会も開催して頂き、短期間でしたが、中身の濃い視察・交流が行われました。もちろん、オフタイムには、時間を惜しんで街歩き（グルメ・観光）に出かけました。

◇ 律師会では香港と日本の相続制度の違いをテーマとしたプレゼンが行われたのですが、パーティでは、自由に隣の人と意見交換ができました。こういうところに出てこられる香港人というのは、本当に親日家で、日本に何度も（中には10回以上も！）遊びに来ていているという人が多く、互いの趣味や、日本で訪問した場所の話、香港みやげのお薦め店などの他愛のない話をするほか、真面目なところでは、香港大学出身の女性律師（V・H氏）と、中国ー香港間の一国二制度問題、雨傘運動等の市民の動きについて話し込んだりしました（もちろん、Google翻訳を活用して！）。彼女は、「雨傘運動に参加している若者や野党の運動は全体のものではない。香港はロンドンのアジアンセンターであり、中国は、香港を自国のそうしたセンターとして今後とも必要とする。だから一国二制度は、大丈夫。」といます。それで、制度が始まってから50年たったら、特別行政区が終了するのでは、と尋ねると、「50年後に終了？それはない。誰もそんな風には考えていない（笑）」と話してくれました。彼女も、何度も日本に遊びに来ていて、私が香港を初めてだというと、逆にとてもびっくりされました。

高等法院では刑事・民事の法廷傍聴を行いました。刑事ではちょうど雨傘運動の暴動（Riot）罪被疑者の若者達の公判が行われていました。食い入るように傍聴しました。

↑ そして、視察5ヶ月後に、「逃亡犯条例」改正案に反対する香港市民の100万人デモ・200万

人デモが起きました。警察発表でも24万人・34万人です。

もちろん「彼ら・彼女らはどうしているだろう」と思いました。デモ（protest march）は、銅鑼湾のそごうに近いビクトリア公園からヘネシーロードを歩いて、高等法院前を通過し、立法会大橋前までのコースだったようで、「あの通りを全部埋め尽くしたのか！」と実感できるそれは大変な規模です。

♠ 中国では、法務省が、弁護士に対し、法律と憲法を遵守するだけでなく「中国共産党の指導部と社会主義体制を擁護する」と誓うべきであると規定しています。この宣誓を拒否すると、中国の弁護士は実務家の免許を取れません。ほとんどの中国人弁護士は、「生計を立てるために忙しすぎ」これについて考えようとしいない現状にあり、こうした「誓い」について、冗談として、あるいは拘束力のないものとして、やり過ごします。

これは実は、日本の江戸時代を通じて、九州各地で実施されてきた「踏み絵」の制度と同じものです。敷衍すると、現在の卒業式における「日の丸・君が代」時の起立の懲憑と同じ発想の制度です。

最高裁は、2007年に、君が代のピアノ伴奏を拒否した教師への戒告処分を是認しました。「日本国」にとって「象徴天皇制」が「日の丸・君が代」を強制してでも擁護されるべきものだという考え方を裁判所が是認するというのは、「中国」（のように13億人もの人口を抱える多民族かつ長年の植民地支配に苦しんだ国）にとって、「共産党指導部と社会主義体制の擁護」を誓わせることが、たとえ強制してでも重要だという考え方を法務省が採用することと、とてもよく、似ています。

そして香港は、こうしたことを誓わされることになれば、市民的・精神的自由を、香港の核となるアイデンティティもろともに、奪われることになるから、絶対に嫌なのです。

そして、私は、自由とアイデンティティを否定される重苦しさを絶対に許さない、香港市民のこうしたバネが、「令和時代」の私たち日本の市民にもあるのかを、自問自答をします。

弁護士のおもやま話

吉 谷 健 一

「高校特別授業に行く」

春休み前のある日、市立姫路高校へ、特別授業として「18歳選挙権」という題材で講演しに行くことになりました。

これまでも似たようなテーマでお話しする機会はありましたが、今回は高校2年生全員200数十人を対象に話をするというので、少し緊張しながら話してきました。

選挙の統計や知識についてただ並べていくような話では面白くないので、前半は根本的なテーマとして民主主義の意義や限界について話し、後半では模擬投票として生徒の皆さんにある仮想法律の導入の是非について投票してもらうことにしました。

前半の冒頭では、選挙権や国民権といったものを定めている憲法について、話していきます。

私が「憲法とは何か」という話をしている間に、いつも尋ねる質問があります。

「1 内閣総理大臣 2 国民 3 天皇」のうち、「日本国憲法において、憲法を守る義務が定められていないのは誰か？」というものです。

ある程度憲法について関心のある方々にお話しする時には、多くの方々が正解するのですが、一般の方々向けの話では、正解者はかなり少ない印象です。

正解は、「2 国民」です。

一般に法律は国民が守るものというイメージですが、憲法は権力に向けられたルール＝人権保障のためのルールであることを理解していただくための質問です。

後半の模擬投票では、テーマを設定する必要があるのですが、担当の先生と話し合っ、「SNSのヘイトスピーチ規制法」の導入の賛否を問うことにしました。

多くの高校生がスマホを持っているご時世、

SNSをめぐるトラブルに関心を持ってもらいたいということで、このテーマに決めました。

SNS運営会社にヘイトスピーチを内容とする投稿の削除義務を課して、違反すれば罰金の制裁があるという法律、ドイツの存在する法律を題材にしました。

投票の前に、生徒の皆さんを約10人ずつのグループにわけて議論してもらい、グループごとに投票してもらいます。

生徒の皆さんも、一方的に講義を聴いているよりも関心が沸くようで、いくつかのグループに賛成反対の理由を聞いてみたところ、「表現の自由よりもヘイトスピーチで傷つく人たちが被害が大きいから」とか「名誉毀損罪で対応できるのではないか」といった法律家顔負け？の意見も出てきました。

投票結果としては、およそ6:4の僅差で賛成派が上回りました。

まとめとして、投票結果だけでなく議論のプロセスが大事であることを伝えて授業を終えました。

固い話になりがちなテーマなので、いかに興味を持って聴いてもらうか難しいところですが、学生の皆さんの反応を直接感じながら話をすることができるのは魅力です。

この秋には、大学で一般教養科目として憲法の講義を担当する予定になっていますが、この経験を活かして、より関心を持って聴いてもらえる話ができるようにしたいと思います。



平田先生の下で、約2ヶ月間、弁護修習をして
おりました、72期司法修習生の水間と申します。

弁護修習では、裁判修習中は分からない水面下
での聴取り調査等に多くの時間を費やし、法律知
識のみならず自分の社会経験を頼りにゼロから
依頼者の生の声を聞き、証拠を収集し主張を整理
する過程で、随時、依頼者に“寄り添った”判断が
要求されました。

依頼者との相談時間は原則30分。このわずか
な時間でも、事務所に入ってきたときの依頼者の
方々の不安そうな顔が、出ていく頃には少し和ら
いでいる様子を、修習中何度も目の当たりにしま
した。平田先生の、適切なタイミングで、その方
の気持ちに最も触れることばを選択するコミュニケー
ション能力は、弁護士としての25年の経験ゆえ
のものであると感じるとともに、強烈な憧れを抱

きました。街の弁護士として、相談者や依頼者がど
のような悩みを抱えているか、彼等の“こころのキ
ズ”を敏感かつ正確に察知することがなによりも
重要なのだと思います。

自分が依頼者に何をしてあげられるか、そもそ
もどういう人たちの力になりたいのか。消費者弁
護士である平田先生の下で学び、ときにお酒を酌
み交わすことで、自分の弁護士としてのビジョン
を改めて見つめ直し、成長することのできた2ヶ
月でした。

最後になりますが、平田先生、吉谷先生、スタッ
フの皆さま、そして姫路支部の先生方には、2ヶ
月間全力でバックアップして頂き、心より感謝申し
上げます。

《猫ちゃん日記》

今年の1月、1999年から娘のように可愛が
って飼っていた愛猫が老衰で亡くなってしま
い、家の中の灯りが消えてしまったような
毎日を過ごしていたのですが、少しずつ新
しい猫を迎えたいという気持ちが大きくな
ってきました。休みの日に何度かペットショ
ップに行ったりしたのですが、やはり“迎
えるなら保護猫を”ということが私の中
から消えず、思い切って動物管理センタ
ーに電話してみることにしました。

「やっぱり子猫がいいですか？今は大人
の猫しかいないんですよ。」子猫は順番
待ちなんだとか。私は大人の猫でも良
かったのですが、人気が低い大人の猫
を希望することにしました。譲渡を受
けるにはまず、申込み・審査が必要
で、飼い主にさまざまな条件もある
ので、審査を受けることにしました。

申請書類を提出してからすぐに連絡が
あり、猫を見せて頂く日が決まりました。
久しぶりに猫と近づけるという期待や
緊張で、前日からかなりそわそわして
いました。私と子供2人とで面会に行
き、5頭の猫を見せて頂きました。男
の子が4頭、女の子が1頭いました。
どの子も可愛い！なんと全頭が去勢
・避妊手術済みと言います。びっくり
しました。しかも毛並みなどもとても
綺麗で

手入れが行き届いている印象でした。
しかし、その場では決めることが出来
ず、「家に帰ってから話し合っ
て決めてきて下さい。もしも
気に入る子がなくて引き取れ
ないということでも、気にし
ないで下さい。この子達の
飼い主はこの先も探します
ので！」と言われました。

大人になってからの猫を飼うメリ
ットは、その子の性格を知っ
たうえで飼うことが出来る
ことだそうです。子猫はかわ
いいけれど、大きくなるの
はあっという間です。家族
会議の結果、子供それぞれ
が気に入った子を1頭ずつ
、2頭引き取ることにしま
した。

1頭はスコティッシュフォールド
で1歳の男の子、もう1頭は
ミックスで年齢は不明だ
そうですが見た感じまだ若
そうな男の子です。2人も
今までは色々大変なこと
があったと思うけど、これ
からは安心してお

じいちゃんになる
までうちで暮らして、
幸せになって欲しいと
願っています。そして私
たちも幸せに過ごした
いと思っています。

【川】



事務所員アンケート

～我が町自慢～

事務所の西を流れる運河沿いの公園はなかなかのものです。まず草花がいい。今の季節ならヤマモモの実がなり、金糸梅や夏椿が咲きます。ミニヒマワリやピンクのポピーも法面の雑草として元気に咲いています。大樹となったクスノキ林の小径や一本柳もいい。セキレイが木々の間を白黒のロングドレスを着たように舞います。涼しい水面をアオサギが見つめて佇んでいます。真夏には堀川を占拠したたホテイアオイが薄紫の花を咲かせます。事務所報が刷り上がる頃にはクマゼミが鳴く桜の木陰を散歩できるようになるでしょう。春夏秋冬それぞれの良さがあります。よろしければまた今度、ゆっくりお話ししましょう。 【平田】

わが町＝自分の地元と考えると、明石ということになりますが、自慢はやはり「魚がおいしい」ということになるでしょうか。

大晦日になると、全国ネットのテレビ番組では、東京のアメ横あたりがよく映りますが、関西圏では明石の魚の棚商店街が映ることがよくあります。

おせちに鯛や蛸を入れるのは、明石以外ではあまり見ないということ、社会人になってから知りました。

また、明石公園は桜がきれいで、野球場から池に至るまでずらりと並ぶ桜並木が見どころです。駅からすぐ近くに大きな公園があるので、便利だと思えます。 【吉谷】

高田馬場。学生街だけに安くて美味しいお店が豊富。ぼくが通学でよく使った早稲田通りも、一つ路地を入るとなかなかディープな雑貨屋などのお店が点在しています。

その中でもオススメが、駅から徒歩5分程度のところにある早稲田松竹。いわゆる“名画座映画館”です。ロードショーの終了した作品や過去の名作を、この劇場ならではのセレクトで上映しています。しかも2本立ての料金1300円。連続して2本観ればかなりお得。たいていどちらかはつまらないハズレなのですが、意地でも外に出ないのが自分なりのルールでした。時間だけはあったので(笑)。

駅ロータリーの地べたに転がる酔っ払い学生を避けながら帰る夜が今は少し懐かしいかな。。。 【水間】

以前、埼玉県の所沢に住んでいた。自宅の前には雑木林が残っていて、少し歩けば茶畑(日本三大茶の一つ)が広がっていた。休日には娘を自転車に乗せて近くの航空公園に散歩に出かけて、帰りにドーナツを食べるのがささやかな楽しみだった。時には足を伸ばして長瀬に出かけたことも。独特な形をした雄大な岩畳が広がっていて、川の緑と木々の緑をゆっくり眺めた。まさに「渓谷美」!!

今よりも時間がゆっくり流れていて、娘が日々大きくなっていくのを実感していた。

平日は、ぎゅうぎゅうの満員電車で通勤(&通学)していたが、稀に数百円払って、レッドアロー号で座って帰るのも楽しかったなあ。 【美】

私の我が町自慢は、生まれ育った相生市で年に一度開催される「相生ペーロン祭」です。

相生ペーロン祭は、播州路に初夏を告げる一大イベントで、毎年5月の最終日曜日に相生湾で開催されています。またその前日の土曜日には、約5000発の花火が打ち上げられる豪華な花火大会も開催されます。

結婚して姫路に住んでいますが、毎年欠かさず訪れています。 【川】

私が生まれ育った「社」という町は、今でも自然にあふれ、桃が特産です。

子供の頃、「社町カルタ」なる道德カルタが作られました。カルタには、道德や名所、伝統行事などが読まれています。何度も繰り返し覚えたので、大人になった今でも「あ」=「ありがとう。心が通う社町」という具合に、記憶に残っています。

また、絢爛豪華な屋台や獅子舞などが奉納される佐保神社の秋祭りや、国宝朝光寺、播州清水寺など、歴史あるお寺もあるので、近くにお越しの際は、是非立ち寄ってみてください。 【M】

私は、生まれてから一度もわが町“姫路”を出たことがありません。出ていなくても十分に四季折々の行事や、美味しいものがたくさんあるし、世界遺産でもある姫路城や、いろいろなお祭り(お城まつり・ゆかたまつり・けんか祭り)なども楽しめるとても住みやすく生活しやすい町だからです。 【H】

～行ってきたよ こんなお店～



今回ご紹介するお店は、市姫高校から5分くらいのところにある「トランジスタベーカリー」というパン屋さんです。このお店は、SNSでも人気があり、パン好きの方の中では有名なお店です。可愛い店内には、旦那さんが作られたお総菜と、奥さんが焼かれたパンが並んでいます。パンは、すべて自家製酵母で作られていて、ハード系やソフト系など、パンによって酵母を変えて作られているそうです。どんなパンを選んでいいか迷った時や、お総菜に合うパンなどを、店主の旦那さんと会話しながら選ぶのも楽しいと思います。今回は、バケットに合う「レバーペースト」と「じゃがいもの冷たいスープ」「トマトとチーズのカルパッチョ」などを購入してみました。バケットは、袋を開けた瞬間に、小麦のいい香りがして、レバーペーストとの相性は抜群でした。個人的に好きなパンは、「カヌレ」と「スコーン」と「ベーグル」です。洋酒に漬け込まれて焼かれたカヌレは、中はしっとり外はサクツとしています。スコーンは「あられ糖とほうじ茶の



スコーン」など数種類あり、全種類を食べてみたいくらい大人買いしたことがあります(笑)。ベーグルの中で特に好きなのは、塩ベーグル。もちっと。ずしっと。むぎゅっと。表現するのは難しいけれど、お店の特徴が出ている一品だと思います。また、クリスマス前には、「シュトーレン」が販売されます。このシュトーレンも数種類販売されるので、毎年楽しみにされている方も多いと思います。私もその一人です。

定番のパンから、新作、季節限定のものまで、何度でも行ってみたいくなるお店です。

(M)



編集後記

令和元年発行となる記念すべき第19号の事務所報ができあがりました。皆様にとって、平成という時代は、どんな時代だったのでしょうか？

そして、新しい令和の時代に、どんな思いを込められたのでしょうか？事務所も、来年の1月で、開所から丸10年となります。

新しい時代とともに、皆様と一緒に前に歩んでいきたいと思えます。

(M)

〈事務所お休みのお知らせ〉

8月11日(日)～

8月15日(木)